

長崎県立大学国際交流基金設置要綱

(設置及び目的)

第1条 長崎県公立大学法人は、長崎県立大学（以下「本学」という。）における国際交流事業の一環として「長崎県立大学国際交流基金」（以下「基金」という。）を設置する。

2 基金は、本学における国際交流の推進を目的とする。

(基金の管理)

第2条 基金は、理事長が長崎県立大学法人寄附金等取扱規程（平成17年規程第25号）に基づき管理する。

(基金の資金)

第3条 基金は、第1条の目的により寄附された資金により実施する。

(事業)

第4条 基金の設置目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 交流推進事業
- (2) 受入留学生支援事業
- (3) 留学促進支援事業
- (4) 日本文化体験支援事業
- (5) 交歓プログラムの推進
- (6) その他本学の国際交流等に必要なる事業に対する援助

(事務)

第5条 基金の事務は、国際交流センターにおいて行う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。